

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### 金融商品の減損に関する IFRS 移行リソース・グループの 第2回会議

#### 目次

- ・はじめに
- ・トピック1ー信用リスクの著しい増大
- ・トピック2ー信用リスクの著しい増大を評価する際の今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動の使用
- ・トピック3ーリボルビング信用供与枠に係る予想信用損失の測定
- ・トピック4ー将来予測的な情報
- ・トピック5ーバーゼル銀行監督委員会の予想信用損失会計に関するガイダンスの状況

本 IFRS in Focus は、2015年9月16日に開催された金融商品の減損に関する IFRS 移行リソース・グループ(「ITG」、「グループ」)の第2回会議を要約したものである。

#### はじめに

ITG とは、IFRS 第9号「金融商品」(2014)の公表を受けて新たな減損の要求事項から生じる適用上の論点について、利害関係者を支援するために国際会計基準審議会(IASB)によって設立された議論の場である。

一般的に、ITG の目的は、

- ・ 新たな減損の要求事項の適用から生じる利害関係者の論点について、収集、分析、並びに議論すること、
- ・ IASB にこれらの適用上の論点について情報提供を行い、必要に応じて IASB がこれらの論点に対処するために、どのような措置が必要かを判断するための支援とすること、および、
- ・ 利害関係者が新たな減損の要求事項について、適用に関わる他の関係者から情報を得る公開の場を提供することである。

会議の中で ITG のメンバーは議論された論点に関する見解を共有し、会議の後に IASB が会議概要を公表する。IASB は必要に応じて議論された論点に対してどのような措置を講じるかを判断する。ITG および議論されたアジェンダ・ペーパーに関する更なる情報は [IASB の Web サイト](#) を参照のこと。

本会議には ITG メンバー、バーゼル銀行監督委員会の代表者、IASB スタッフ(「スタッフ」)および数名の IASB ボード・メンバーが出席し、当該 IASB ボード・メンバーの中の1名が議長を務めた。本会議で示された見解は IASB により承認された見解を表すものではない。

ITG の本会議は、2015年に3回計画されているグループの会議のうちの、第2回目の会議として開催された。多くの金融機関においてすでに進行中である適用作業の安定した基盤となるよう、2016年以降の会議は意図的に計画されていない。次の会議は2015年12月11日に予定されている。スタッフが新たに提出された論点を分析する十分な時間を確保するため、議長は12月の会議で検討するためには2015年10月21日までに論点を提出するよう要請した。議長はまた、ITG の追加の実際の会議は予定されていないが、重要な減損の適用上の論点についていつでも支援する用意があると述べた。

スタッフはグループに提出された論点の概要を提供し([IASB の Web サイト](#)にて入手可能)、7つの提出された論点のうち6つが今回の会議で議論されると述べた(一部の論点はまとめられている)。7つ目の論点は、他の新たに提出された論点と合わせて、次回2015年12月11日の会議で議論される予定である。

提出された論点の議論に加えて、バーゼル銀行監督委員会の代表者の1人は、バーゼル銀行監督委員会の予想信用損失会計に関するガイダンスの最新情報を提供した(下記トピック5を参照のこと)。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## トピック 1—信用リスクの著しい増大

### 背景

信用リスクの著しい増大があったかどうかを企業はどのように判定すべきかに関して、2 つの論点が ITG によって議論された。

#### 論点 1

1 つ目の論点は、(例えば、大部分のリテール・ローンのように)幅広い信用の質の集合である顧客に同一の価格付けおよび契約条件が適用されるローンのポートフォリオに関して、信用リスクの著しい増大があったかどうかを企業がどのように判定すべきかに関連している。提出者は、ある銀行が多数の、比較的少額の個人ローンのポートフォリオを保有し、それらのローンが内部格付の 1(最も低い信用リスク)から 10(最も高い信用リスク)へ割り当てられているという例を提示した。特定の商品に関して、組成時の受入可能な最大の信用リスクは信用格付 5 である(すなわち、顧客はその信用格付が 5 以下の場合にのみ受入れられる)。いったん受入れられると、商品の契約条件および価格付けは、当該商品を受け入れるすべての顧客に対して(格付にかかわらず)同一となる。この論点の重要な質問は、銀行が信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定する際に、特定の信用格付を超えるといった単一の閾値を使用することが適切か否かである。

提出者は、同一の契約条件がポートフォリオ内のすべての顧客に提供されることから、単一の閾値が適切であると言えると述べた。例えば、ローンの現在の信用格付が、商品の組成時における受入可能な最大の格付(すなわち、格付 5)を超えなければ、経済的損失は生じない。なぜなら、仮に当該商品が新たに組成された場合には同じ価格付けとなり、したがって、信用リスクの著しい増大を示さないからである。

#### 論点 2

2 つ目の論点は、当初認識以降の信用リスクの著しい増大の評価の代用として、企業が信用リスクの行動指標(behavioural indicators)を用いることができるかどうかに関連している。提出者は、具体的に以下の行動指標の例を検討し、これらの指標は(IFRS 第 9 号 5.5.10 項に従って)金融商品の信用リスクが低いことを立証するために用いることが可能であると考えている。

- (a) 顧客が特定の月数にわたり、最低額の月次払いのみを行った場合
- (b) 顧客が別の貸手のローンの支払いを滞納した場合
- (c) 顧客が特定の月数にわたり、最低額の月次払いを滞納した場合

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー 1](#) を参照のこと。

### 要約

#### 論点 1

この論点の冒頭に、スタッフは IFRS 第 9 号における目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった場合に全期間の予想信用損失を認識することであると述べ、当該モデルは信用リスクの絶対的な測定ではなく、信用リスクの相対的な増大に基づいていることを強調した。したがって、信用の質のより低い資産と比較して、信用の質のより高い資産にとっては、信用リスクのより小さな増大がより重大となる。

ITG の議論の中で、IFRS 第 9 号の設例 6(IE40 項-IE42 項)は、信用リスクの著しい増大を識別するために絶対的アプローチがどのように用いられるかを説明しているが、当該設例においては、提示された特定の事実パターンを考慮し、すべての信用リスクの著しい増大が当該アプローチによって捕捉されることとなる。これと対照的に、提出者のシナリオでは、信用格付 1 から 5 までの価格付けが同一であるという理由で、これらの格付内の変動に関して信用リスクの著しい増大がないと仮定するのは適切といえないであろう。なぜなら、IFRS 第 9 号 B5.5.17 項で述べられているとおり、価格付けは信用リスクの変動に関連性のある指標であるが、他の要素も関連性があり、したがって、価格付けのみに依拠することはできないからである。そのため、内部の信用リスク格付を用いる絶対的アプローチは、それが信用リスクの著しい増大を捕捉する場合にのみ適切である。

議論の中で、多くの ITG メンバーはより一般的に内部信用格付の利用について話し、すべての内部信用格付システムが信用リスクの著しい増大を識別するために適切であるとは限らないと述べた。例えば、内部信用格付は十分な頻度で見直しが行われていないかもしれず、または将来予測的な情報を含んでいないかもしれない。したがって、すべてのシステムが目的に適合していると仮定すべきでないことから、内部信用格付システムを考慮する際は注意が必要である。加えて、そのようなシステムを利用する場合、追加の分析で補完する必要があるかもしれない(例えば、個別単位で捕捉できない影響をポートフォリオ単位で捕捉する)。

同時に、ポートフォリオが当初の信用リスクの観点から同質であることを確保するため、信用リスク分析はサブポートフォリオ単位で実施する必要があるかもしれないと述べられた。より一般的には、1つの金融機関の中でも多種多様な格付の方法論やおよびフレームワークが共存し得ること、および、信用リスクの著しい増大の実務上の解釈は、当該モデルに準拠していることを確保しつつ、そのような様々な状況に対して適合させるべきであることが確認された。

議長は、ポートフォリオ単位での評価の目的は、個別単位における信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するためであり、個別単位において存在している信用リスクの著しい増大をあいまいにするためにポートフォリオの評価が用いられることがあってはならないと強調した。さらに、共通の信用リスク特性を有する資産に関してポートフォリオ単位での評価を実施するためには、適切に細分化すべきであることが述べられた。

## 論点2

スタッフは、IFRS第9号は信用リスクの著しい増大を識別するために特定のアプローチを強制しておらず、したがって、モデルの目的を満たす限り柔軟性を認めていることに注意を促し、論点を紹介した。スタッフはまた、信用リスクは資産が期日経過となる前に著しく増大することが予想され、したがって、信用リスクの著しい増大を識別する上で将来予測的な情報は目的適格的であると述べた。

多くのITGメンバーは、提出者により識別された行動指標のみに依拠することは、信用リスクの著しい増大を識別するために十分とは言えないと述べた。これは、過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を捕捉しないからである。特に、将来予測的な情報を捕捉しないであろう。複数のITGメンバーは、延滞前の指標（例えば、与信枠の利用やクレジットカードの現金引出し等の増加）のような内外の他の情報源も合わせて考慮され、将来予測的な情報も織り込まれている場合（例えば、トップダウン・アプローチの一部として）には、提出者の識別した行動指標は、一定のエクスポージャーに対して使用可能であると述べた。

同時に、IFRS第9号B5.5.23項は、ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するために、企業が独自の方法を使用することを認めているが、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的でなければならないことも述べられた。議長および他の複数のITGメンバーは、提出者の識別した行動指標がそもそもこの要件を充足し得るのかに疑問を呈し、したがって、当該指標は低い信用リスクの資産を識別するために適切ではないであろう。

一部のメンバーは、行動指標およびスコアが、短期間（例えば、12か月間以内）の債務不履行に対して予測可能性がより高く、期間が長くなるにつれ予測可能性が低下し得ると述べた。したがって、組成時に確立された行動スコア（behavioural score）が、信用リスクの著しい増大の参考として利用し得るかどうかは、ポートフォリオの性質に関しては疑問視されるべきである。

## トピック2—信用リスクの著しい増大を評価する際の今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動の使用

### 背景

提出者により提起された論点は、信用リスクの著しい増大を評価する際に、全期間の債務不履行発生リスクの変動の近似として、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を使用することに関連している。具体的には、全期間の債務不履行発生リスクの変動の近似としての12か月にわたる変動を使用することを、状況が依然として裏付けているかどうかを判定するために、企業は年次レビューを実施することが要求されているのか、また、要求されている場合はどの程度要求されているのかについて、提出者は質問した。

詳細はITGの[アジェンダ・ペーパー2](#)を参照のこと。

### 要約

冒頭の分析の中でスタッフは、信用リスクの著しい増大を判定する際に、基準は特定のアプローチを要求しておらず、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似である場合、企業が当該12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかどうかを判定するために使用することを認めていると述べた。

議長は、12か月にわたる債務不履行発生確率の変動が全期間の債務不履行の確率の合理的な代用数値であるためには、エクスポージャーの予想存続期間において債務不履行のパターンが特定の時点に集中しているべきではないことを強調した。他のメンバーも、12か月にわたる債務不履行の確率の変動に基づくアプローチの使用の適切性は、ポートフォリオの適切な細分化（例えば、満期までの期間ごと）に依拠していると強調した。

堅牢な分析に基づき、12か月にわたる債務不履行発生確率が全期間の確率の適切な代用数値であることが一旦確立されれば、多くのITGメンバーは、当該主張を継続的に再評価する必要はあるものの、当初に実施したものと同様の詳細な分析は必ずしも要求されないことに同意した。例えば、企業は当初の結論に影響し得る状況の変化を識別することができるかもしれない、すなわち、定量的分析ではなく定性的分析を実施するということである。

事後分析に基づき、12 か月にわたる債務不履行の発生確率の変動がもはや全期間の債務不履行の確率の適切な代用数値ではないと判断される場合、企業は信用リスクの著しい増大を評価するために別のアプローチに変更しなければならないと述べられた。

ある ITG メンバーは、企業が信用リスクの著しい増大を識別する際に 12 か月にわたる債務不履行の発生確率を使用する場合であっても、予想信用損失を測定するには全期間の債務不履行の確率が依然として目的適格的であることに留意した。

別の ITG メンバーはまた、信用リスクの著しい増大の評価をどのように実施したのか、および全期間の債務不履行の確率の変動の代用数値として 12 か月にわたる債務不履行の確率の変動を使用した場合に関する情報を含め、どのような要素が考慮されたのかに関する開示の要求事項の重要性を強調した。

### トピック 3—リボルビング信用供与枠に係る予想信用損失の測定

#### 背景

提出者によって提起された論点は、リボルビング信用供与枠のポートフォリオに対する減損の要求事項の適用に関連している。論点は、企業が過去に顧客に対し、当座貸越枠やクレジットカードのような他のリボルビング信用供与枠に関する契約上設定された信用限度額を超過することを許容した経験がある場合、企業は未使用の与信供与枠の将来の引出しをどのように見積るべきかに関連している。特に、予想信用損失を算出するために使用する債務不履行時の潜在的なエクスポージャーに、契約上の信用限度額を超過する潜在的なエクスポージャーを含めるべきかについてである。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー 3](#) を参照のこと。

#### 要約

スタッフは、IFRS 第 9 号の信用損失の定義は、企業に支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る見込んでいるキャッシュ・フローとの差額であり、したがって、契約条件に含まれないキャッシュ・フローは考慮されないことを述べ、論点を紹介した。

ITG メンバーは、クレジットカードのようなリボルビング信用供与枠を取り巻く信用リスク管理実務について議論し、討論を開始した。運用上、貸手は「フロア・リミット (floor limits)」を設定しており、これは与信契約の中で顧客に開示されている限度額を上回る限度額を表している。これらのより高いフロア・リミットは、信用リスク管理目的で、債務不履行時の潜在的なエクスポージャーを算定する際に使用される。したがって、実務上、信用リスクはリボルビング信用供与枠に関して契約上のコミットメント期間を超過するだけでなく(例えば、クレジットカードに関して 1 日のコミットメント期間を超過すること)、与信契約の特定の限度額も超過し得る(すなわち、将来のエクスポージャーに関しては、支払期間および契約条件を超過する金額の両方が考慮される)。

クレジットカードのような一部のリテールのポートフォリオは、信用リスク管理の観点では、集約したベースで管理されており、リテール・ビジネスにおいて、エクスポージャーは通常顧客ベースでグループ化されていないことが述べられた。

議長は、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の信用エクスポージャーの契約条件から逸脱する例外は、企業が特定のリボルビング信用供与枠に関して信用リスクに晒される期間を延長することのみを認める限定的な例外であると述べ、一部の ITG メンバーがこれに同意した。当該例外は、企業が契約上コミットした金額を超過してエクスポージャーの金額を増額させることを認めていない。

ある ITG メンバーは、この会計とリスク管理実務との差異は、会計上の引当金が信用リスク管理の観点から予想される信用損失をカバーするのに十分でない結果を生じさせる可能性があり、規制上の引当金との異なる差異を表す可能性があるとして述べた。

ボード・メンバーの 1 人およびスタッフは、基準が予想信用損失の測定の際のエクスポージャーの契約期間を超過する限定的な例外のみを含んでいる点を強調し、この特定の状況に関して契約上の信用限度額を超過するエクスポージャーの特別なケースが認められれば、他のシナリオに関してさらに連鎖的な影響が生じ得ると感じていた。

ある ITG メンバーは、いったん企業がコミットした期間を超過して考慮した場合、契約上の信用限度額は目的適格的か疑問を呈した。これは、コミットした期間の先には、事実上、与信コミットメントは存在しないからである。

討論の結論として、議長は、モデルは契約上の信用限度額を含む契約条件に基づいており、したがって、IFRS 第 9 号 5.5.20 項に概説されている契約上のコミットメント期間に関する特定の例外を契約上の信用限度額に類推適用するのは適切ではないことを再度強調した。議長はまた、この点に関して信用リスク管理の考え方と会計上の要求事項との違いについて IASB に対し情報提供がなされるだろうと述べた。

## トピック 4—将来予測的な情報

### 背景

2名の提出者は、金融資産の信用リスクの著しい増大を判定する際および予想信用損失を測定する際の、将来予測的な情報の使用に関する論点を提起した。

#### 論点 1

将来予測的な情報(例えば、指標、将来の経済状況およびシナリオの予測)は、減損の見直しにおいて、例えば国ごと、銀行ごと、またはポートフォリオごとに異なる方法で取り込むべきか。

#### 論点 2

予想信用損失の測定に含めるべき、示現している問題および不確実な将来の事象に関する「合理的で裏付け可能な」将来予測的な情報とは何かをどのように決定すべきか。

当該論点に関して、提出者は将来予測的な情報には異なる情報源があると述べた。

- (a) 第三者の提供者によるコンセンサス予測を含む、企業の現在の予算や業績予想の目的で用いられているマクロ経済の仮定や予想、および他のより詳細なデータ
- (b) 企業の現在の予算や業績予想のプロセスに通常含まれない、示現している問題や不確実な将来の事象に関する他の将来予測的な情報(このことに関して提供された例は、2014年9月18日のスコットランドの国民投票であり、投票結果およびその影響に関して高い不確実性が存在していた。また、ギリシャの将来におけるユーロ圏離脱の可能性も例として挙げられた。)

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー4](#) を参照のこと。

### 要約

#### 論点 1

論点 1 に関する議論は短く、将来予測的な情報は、様々なポートフォリオに対してポートフォリオの特性によって異なる形で目的適格的であると述べられた。例えば、マクロ経済の将来予測的な情報の1部分は、特定のポートフォリオには目的適格的であるが別のポートフォリオには目的適格的でないかもしれない。

#### 論点 2

論点 2 に関する議論はより長く、将来予測的な情報をモデルに適切に取り込むことに関して、いくつかの重要な困難を明らかにした。合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を過大なコストまたは労力を掛けずに取り込むことは困難だが、減損モデルの本質的な特徴であることが述べられた。

ある ITG メンバーは、モデルに将来予測的な情報を取り込むことに関して、各企業の洗練度は様々であり、方法論は時間の経過とともに洗練されていくことが期待されると述べた。他のメンバーは、一部のケースでは何が合理的で裏付け可能な将来予測的な情報であるかを決定するのに重要な判断を要すると述べた。

討論の中で、ある事象は生じる可能性が非常に低いまたは低いが、それでも目的適格的であるかもしれず、捕捉される必要があることが強調された。なぜなら、目的は予想信用損失を算定することであり、予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測に関する、報告日において過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮した信用損失の加重平均を表すからである。したがって、すべての事象は、少なくとも目的適格的であるかどうかを判定するために検討されるべきであり、目的適格的である場合は、その影響が評価されるべきである。

一部の ITG メンバーは、ある事象の影響を判定することは最初は困難かもしれないが、そのことは当該事象を無視できることを意味せず、時の経過に伴い、ある事象の影響が徐々に明確になることで、より正確な潜在的影響の見積りにつながり得ると述べた。しかしながら、一部の ITG メンバーは、ある事象の影響を見積るための信頼できる基礎がない場合、信頼できない情報に基づき予想信用損失を認識するのではなく、そのことを開示すべきであると述べた。議長は、モデルを適用する際に何が含まれ何が除かれたかの両方を説明すべきであり、企業は示現している事象の影響を判定し認識するために(過大なコストまたは労力を掛けずに)最善を尽くすべきであると述べた。

多くの ITG メンバーは、示現している事象が予想損失の測定に使用される長期的な過去の信用リスク情報にも含まれる場合、または異なる新たな事象が重複しており(すなわち、同様の影響を生じ得る異なる事象)、これらの事象に関する損失が調整されることなく別個に認識された場合、新たな事象に関して予想損失の二重計算のリスクがあることに留意した。

将来予測的な情報を使用する際の重要な判断の必要性を踏まえ、一部の ITG メンバーは、そのような情報の使用およびそれらの影響を補足するための補正の使用に対する堅牢なカバランスの必要性に留意した。最終的には、一步立ち戻り、全体的な結果がモデルの全体的な目的と整合的かどうかを結論付ける必要があるであろう。

### トピック 5—バーゼル銀行監督委員会の予想信用損失会計に関するガイダンスの状況

会議において、バーゼル銀行監督委員会の代表者の 1 人が、2015 年 2 月に公表された最初の市中協議文書に続いて公表予定の、最終的なバーゼル銀行監督委員会の予想信用損失に対する会計に関するガイダンスの状況について報告した。

要約すると、ガイダンスは、バーゼル銀行監督委員会のボードによる承認、およびガイダンスが会計上の要求事項と不整合となっていないかを確認するための IASB および米国 FASB との協議を経たのち、今年中に公表される予定である。構造は市中協議文書と整合的となる予定である、すなわち、本文は予想損失一般に適用され、付録は IFRS 第 9 号の適用に関するものとなる。ガイダンスは、管轄地域の規制機関の検討対象である標準化された銀行ではなく、先進的 IRB を適用している国際業務展開銀行に適用される。ガイダンスの内容は以下のとおりである。

- ・ 重要性および比例原則 (proportionality) をカバーしている。
- ・ 減損モデルは対称的なモデルであることを確認している (すなわち、予想信用損失の測定の際に、信用リスクの増大および減少の両方に対応するが、健全性規制当局の関心の焦点は信用リスクの低下である)。
- ・ モデルに将来予測的な情報を取り込むことの必要性を強調している。
- ・ 信用リスクの著しい増大を評価する際に考慮すべき要素を追加している。
- ・ 市中協議文書にて述べられたとおり、実務上の便法を制限している。例えば、国際業務展開銀行にとって将来予測的な情報が過大なコストまたは労力を掛けずに利用可能であることは合理的で裏付け可能であるため、過去の期日経過の状況のみに基づき信用リスクを評価することは適切ではない。
- ・ 新たな開示の要求事項は追加していない。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。